

【ここ de サーチの公表について】

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、令和6年4月1日から施行されました。それに伴い、提供するサービス内容について、現行の書面等での提示に加え、「インターネットでの掲示」が義務化され、令和6年度の認可外保育施設指導監督基準には、「ここ de サーチ」における掲載がない場合、今後の認可外保育施設の指導監督基準不適合となり、指摘事項となることが追記されています。

個人情報の公開に対して、不安や心配をするご意見をいただき、現在は港区に登録をされている個人事業主の情報は非公表としていますが、集団指導でもお伝えした通り、今後は以下のように必要事項を登録し公表する予定です。

1. 公開開始

令和7年4月より

2. 公開内容

- ・施設、事業所名
- ・設置者（法人格）
- ・施設所在地※
- ・指導監督等実績
- ・サービス内容
- ・緊急時の対応

※「東京都港区」までの公表となります。

3. 登録方法

- ・昨年度いただいた情報、効果測定の内容、提出書類等を参考に入力します。
- ・効果測定の提出がない方や連絡のない方は、港区で把握している個人事業主の情報を登録します。